川辺川ダム建設のための土地及び漁業権の収用裁決申請の取り下げを求める署名

国土交通大臣　殿　　2005年　　月　　日

【趣旨】

今年８月２９日、熊本県収用委員会は国土交通省が申請していた、川辺川ダム建設のための漁業権及び土地の強制収用裁決申請に対し、９月２２日迄に取り下げるように勧告し、取り下げない場合は９月２６日に申請を却下すると明快に通告しました。ここまで問題の解決が遅れたのは、ひとえに国土交通省の身勝手な審理の引き伸ばしの結果です。

今ここで、国土交通省は謙虚に申請内容はもとより、今までの経過を反省し、早急に申請の取下げを行うべきです。ダムによらない治水対策に加えて、五木村の将来についても国土交通省の責任で解決するべく、下記の事項を要求します。

【項目】

一、川辺川ダム建設のための球磨川漁民の漁業権及び土地の収用裁決申請をただちに取り下げること。

一、河床掘削や堤防強化、森林整備等、ダムによらない球磨川流域の治水対策を流域住民と協議の上、早急に実施すること。

一、五木村の振興・村民の生活再建については、村及び村民と協議の上、国土交通省の責任で達成すること。

以上

氏　　名	住　　所

取り扱い団体　　子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
〒860-0073 熊本市島崎 4-5-13　TEL:070-5273-9573